

蕨市役所庁舎清涼飲料水自動販売機設置業者募集要項

下記のとおり蕨市役所庁舎清涼飲料水自動販売機設置に係る使用許可予定業者を募集する。

記

1. 設置場所等及び設置台数について

名 称	蕨市役所庁舎
種 類	建物
所在地	蕨市中央5丁目14番15号
数量等	構 造：鉄骨造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建 使用面積：6, 513. 74 m ² のうち1階の一部約0. 70 m ² 設置場所：庁舎1階南側1－2風除室内（庶務課管財係が指定する場所） 設置台数：1台 ※設置場所が風除室内となるため、市役所閉庁日（土日祝日・年末年始）には来庁者への販売はできません（休日出勤する職員が利用する場合はあり）。 ※なお、本募集に係る自販機の設置場所付近に、清涼飲料水自動販売機1台（屋外駐輪場付近）及び給水機1台（屋内エントランスホール内）を設置しております。（市役所庁舎敷地内の自販機は合計2台となります）。

2. 設置物品について

清涼飲料水自動販売機（瓶、缶等の密閉容器のものに限る）

3. 設置期間について

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで（1年間）

※使用状況等を勘案し支障がないと判断した場合は、3年を超えない期間で更新することができる。

4. 参加資格について

蕨市、戸田市、川口市、さいたま市に営業拠点（支社・支店・営業所等）を置く事業者のうち次のいずれにも該当しないもの。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格：入札に参加できない又はさせないことができる者の規定）に該当するもの
- （2）会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続をしている法人等
- （3）蕨市から指名留保、指名停止措置を受けている法人等

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等
- (6) 代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、法人でない団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

5. 条件について

- (1) 使用料は当該月の売上額（税込み）の一定割合と電気使用料相当額を、蕨市が指定する納付書により2か月に1回支払うこと。
- (2) 電気使用量測定用の専用子メーター及びゴミ箱は許可を受ける者の負担で設置すること。
- (3) 設置物品は薄型（高さ 1900mm 以内×幅 1200mm 以内×奥行 550mm 以内）で災害救援型機能付であること。
※災害時等には機内在庫の製品について無償提供することとし、停電など電気の供給がない場合でも機内在庫を取り出せるものであること。なお、小型発電機等を自動販売機に接続することで機内在庫を取り出せるものであれば提案可能とする。その場合、設置期間中、提案者が発電機等を市に無償で提供するものとする。
- (4) 交通系電子マネー、QRコード決済に対応していること。
- (5) 自動販売機管理業務の運営に伴う一切の経費は許可を受ける者の負担とすること。
- (6) 商品の補充や空き缶回収を適宜行い、故障等の連絡があったときは速やかに対応すること。
- (7) 設置に当たっては転倒防止等安全対策に万全を期すこと。

6. 提案書の提出について

- (1) 提出方法：持参または郵送（必着）
- (2) 提出先：〒335-8501 蕨市中央5丁目14番15号 蕨市総務部庶務課管財係
- (3) 提出期限：令和8年8月17日（月）午後4時30分
- (4) 注意事項：「提案書」の「売上額の割合」には整数を記入すること。

7. 使用許可予定業者の決定方法について

- (1) 別紙「提案書」に示された自動販売機の「毎月の自動販売機の売上額の割合（税込み）」が最も高い者を使用許可予定業者とする。
- (2) 別紙「提案書」に示された「毎月の自動販売機の売上額の割合（税込み）」が同率の場合は、蕨市内に営業拠点を置く事業者を優先し使用許可予定業者とする。
- (3) 上記においても、なお同率の場合は、後日提出者立会いのもと抽選により使用許可予定業

者を決定する。

8. 公募結果について

- (1) 公募結果については、蕨市から応募者全てに文書にて通知する。
- (2) 蕨市は、公募結果について問い合わせがあった場合は、決定した「使用許可予定業者名」及び「売上額の割合」を、当該問い合わせに対して回答する。

9. 決定後の手続きについて

使用許可予定業者に決定した者は、速やかに「行政財産使用許可申請書」を蕨市に提出し、蕨市が蕨市財産規則第18条及び第19条の規定に基づき「許可書」を交付する。

また、別途、災害救援型機能に係る「協定書」等を締結するものとする。

10. 問い合わせ先について

蕨市中央5丁目14番15号

蕨市総務部庶務課管財係

TEL 048-433-7742

E-mail : shomu@city.warabi.saitama.jp